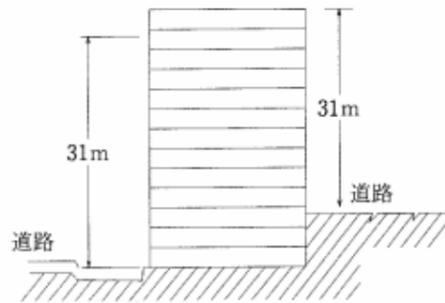


以下は、弊社拠点の神戸市参考資料です。御注意ください。

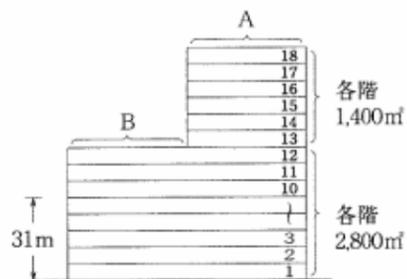
1 設置対象

(1) 建築物の部分によって地盤面が異なる場合は、低い地盤面を基準として非常用エレベーターを設置すること。第4-1図 参照

また、階高の異なる建築物が接続され、1棟となっている場合には、31mを超える棟の部分に非常用エレベーターの設置が必要であること。(第4-2図 参照)



第4-1図



第4-2図

A, B部分に各1台
但し、12階以下の階の平面
形態が、避難上及び消火活
動上有効であると認められ
る場合はA部分のみに設け
ることができる。

- (2) 高さ31mを超える部分の階数が4以下で、当該部分を100㎡以内に防火区画（建基政令第129条の13の2第3号の規定に定めるもの）されたものであっても、病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものには、非常用エレベーターを設置すること。
- (3) 屋上部分に屋上緊急離着陸場等が設置されている場合には、非常用エレベーターが屋上部分まで着床できること。

2 非常用エレベーターの設置を要しない建築物

建基法第34条第2項の規定により非常用の昇降機の設置を要しない建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (建基政令第129条の13の2)

- (1) 高さ31mを超える部分を階段室、昇降機その他の建築設備の機械室、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する用途に供する建築物
- (2) 高さ31mを超える部分の各階の床面積の合計が500㎡以下の建築物
- (3) 高さ31mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分の床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備でその構造が建基政令第112条第14項第1号イ及びハに掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの（廊下に面する窓で開口面積が1㎡以内のものに設けられる法第2条第9号の2口に規定する防火設備を含む。）で区画されていること。
- (4) 高さ31mを超える部分を機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの。

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



3 設置台数

非常用エレベーターの数は、高さ31mを超える部分の床面積が最大の階における床面積に応じて次の表の数以上とすること。

300㎡以内を増やすごとに(1)の数に1を加えた数

当該階の床面積	エレベーターの数
(1) 1,500㎡以下	1台
(2) 1,500㎡から4,500㎡	2台
(3) 4,500㎡から7,500㎡	3台
(4) 7,500㎡から10,500㎡	4台

4 非常用エレベーターの位置

非常用エレベーターは、次により配置されていること。

- (1) 非常用エレベーターは、防災センターに近接した場所に設置すること。また、可能な限り防災センターから容易に見通せる位置に配置すること。
- (2) 非常用エレベーターを2基以上設ける場合は、一方に偏在することなく、消防活動上有効な間隔を保って設置すること。
- (3) 乗降ロビーへ通ずる「屋外からの出入口」は、消防車両が接近できる通路等に面して設けること。

5 乗降ロビー

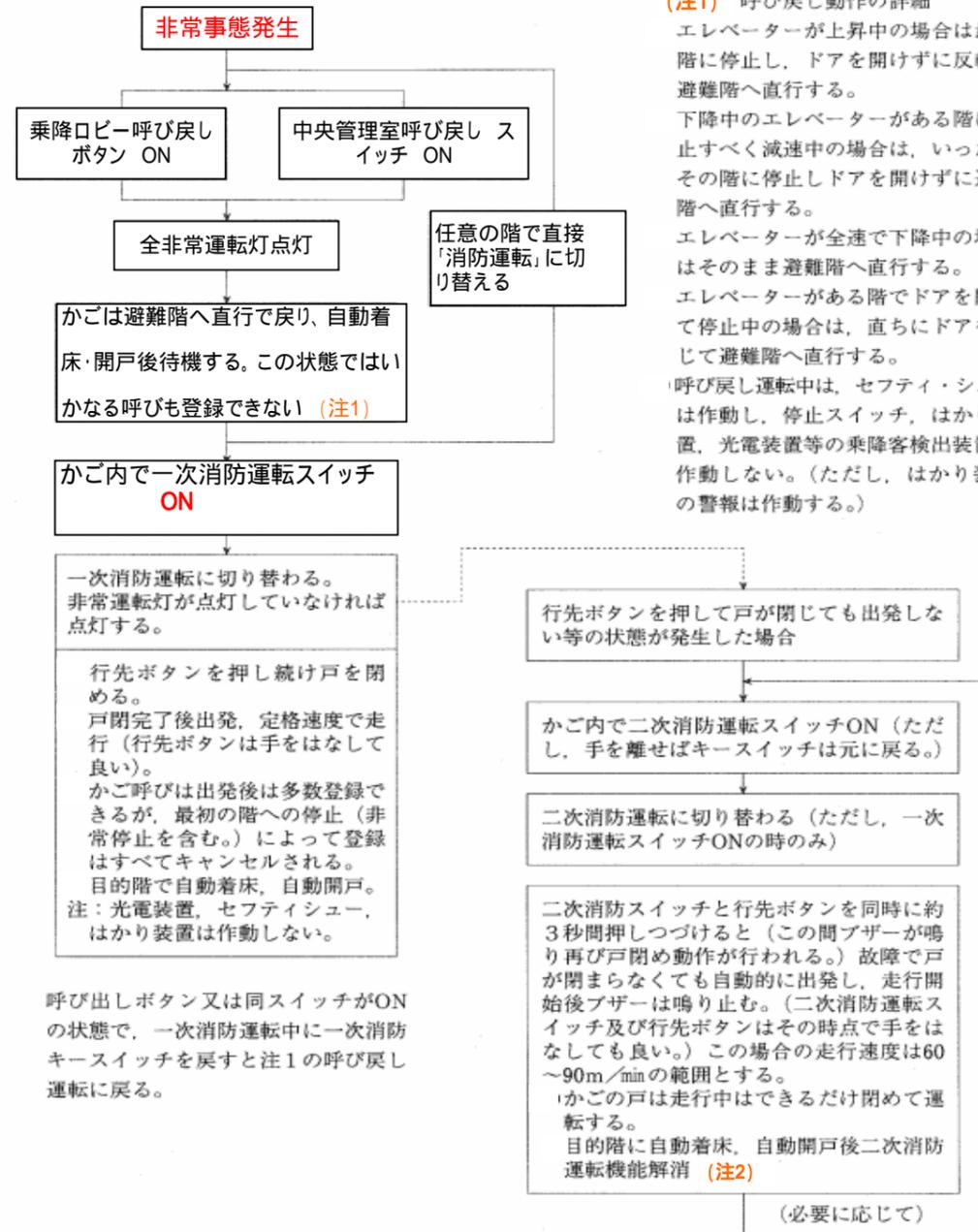
- (1) 乗降ロビー内には屋内消火栓、連結送水管の放水口を設置するとともに、乗降ロビーから屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、消防用ホース通過孔を設置すること。
- (2) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下と兼ねないものであること。
- (3) 予備電源を有する照明設備は、昭和45年建設省告示第1830号（非常用照明設備の機能を確保するための構造基準）に準じて設けること。
- (4) 乗降ロビーの形態は、出来るだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。また、消防活動に支障をきたさないように、最短辺でも2.5m以上を確保すること。
- (5) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りではない。
- (6) 乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備については、参考 第2建築排煙 9による。
- (7) 非常用エレベーターの乗降ロビーと一般用エレベーターの乗降ロビーとは兼用しないこと。
- (8) 特別避難階段の附室を兼ねない乗降ロビーの扉は、外開きが望ましいものであること。

6 エレベーターの構造

- (1) エレベーターの予備電源は、昭和45年建設省告示第1833号（非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける外気に向かって開けることができる窓及び排煙設備の基準）の排煙設備に準じて設け、かつ、当該エレベーターを連続して長時間運転できるものであること。
- (2) かごは、不燃材料で造り、又は覆うこと。
- (3) 非常用エレベーターの昇降路内には、消火水等が容易に入らない構造とすること。また、ピット部分には排水口を設けること。



参考 非常時の運転方法

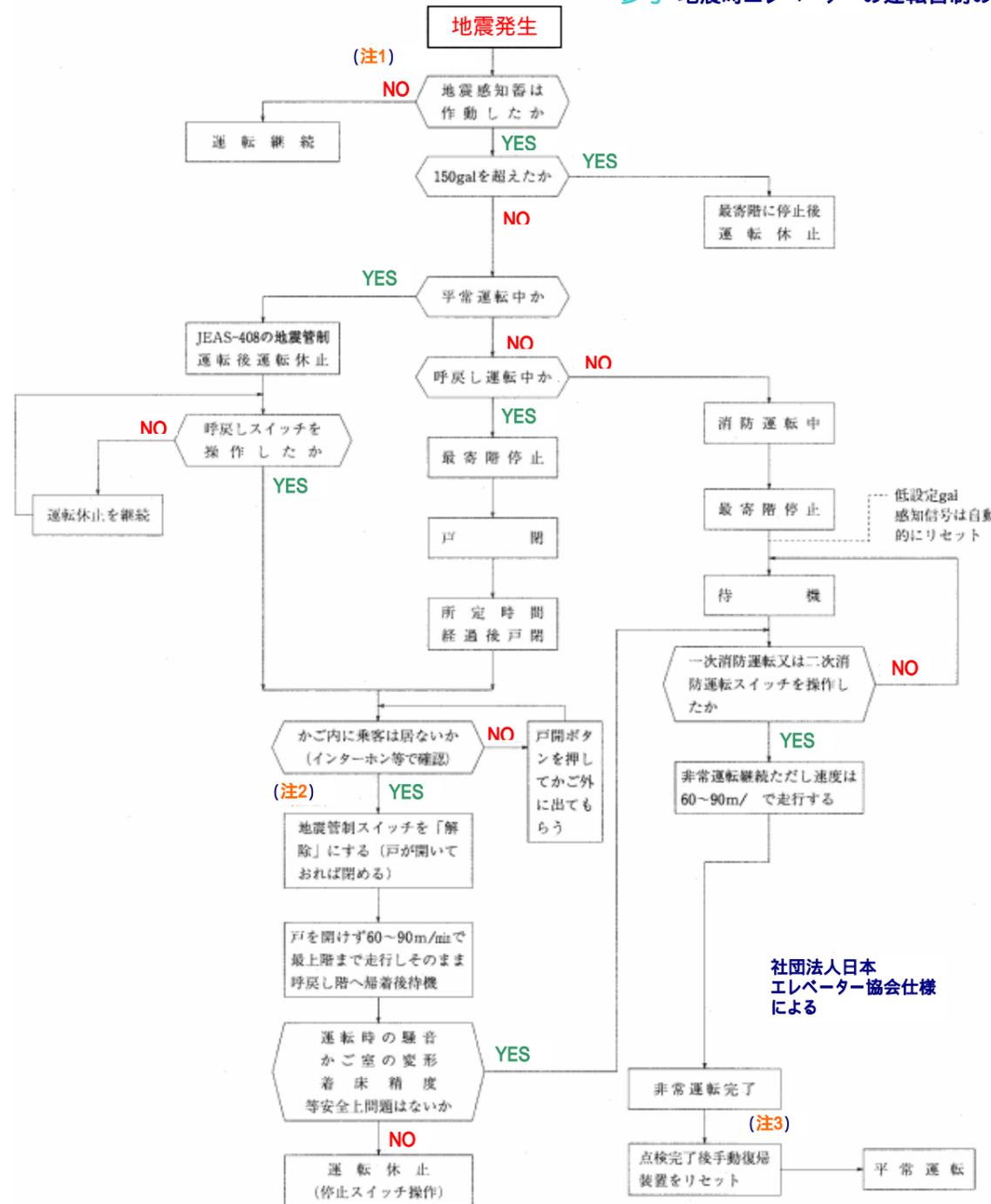


別図第4-1

(注2) 二次消防運転は二次消防運転スイッチ投入直後の1運転に限り有効とする。



参考 地震時エレベーターの運転管制のフロー(非常用エレベーター)



別図第4-2

社団法人日本エレベーター協会仕様による



西日本防災システム NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd <http://www.nbs119.co.jp/>

- (注1) 地震感知器
高低二段検出とし、リセットは低設定を遠隔、高設定を手動とする。
- (注2) 地震管制スイッチ
このスイッチは非常用専用とし、中央管理室又は防災センターに設置し、自動、解除が切り替えできるスプリングバック式キースイッチとし、平常時は自動にセットされる。
(1) 「自動」
感知信号により地震管制運転を行う。

- (2) 「解除」
低設定gal感知信号で管制運転をしたエレベーターを感知前の状態に復帰させる。
なお、この時点でかご速度は60~90m/minにセットされる。
- (注3) 手動復帰装置
この装置は、エレベーターごとに機械室に設け、手動でリセットしなければ平常運転に復帰できないようにする。



弊社top pageへ

